

令和7年度家畜商講習会受講案内

令和8年1月23日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

1 講習会受講対象者

家畜商になろうとする者、家畜の取引をする法人の従業員及び家畜商の従業者。

2 開催日時

令和8年3月2日（月）午前9時から午後5時まで

令和8年3月3日（火）午前9時から午後5時10分まで

3 開催場所

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館 教養室3

4 講習科目及び時間

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令について | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴について | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について | 6時間 |

5 受講申込手続

(1) 提出書類

ア 受講申込書（別記様式第1号）

受講を希望する本人が必要な事項を記入、無帽・上半身像の写真を写真欄に貼り付けた上、提出期限までに受講申込書（別記様式第1号）を公益社団法人島根県畜産振興協会に提出期限までに持参し、または郵送すること。

なお、後日受講票及び会場案内図を送付するので、受講票送付先を明記した封筒（定形、切手不要）を添付し、または同封すること。

また、本講習会では、「家畜取引の知識 改訂版」（税込み3,740円）を使用するので、必要な受講者は、購入の可否を記入のこと。

イ 講習時間の特例措置適用申請（別記様式第2号）

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定に基づき、講習時間の特例措置を希望する者は、講習時間の特例措置適用申込書（別記様式第2号）に必要な事項を記入の上、獣医師免許証または家畜人工授精師免許証の写しを貼付し、受講申込みを行うこと。

(2) 受講申込書の提出期限

令和8年2月10日（火）（郵送による場合は、令和8年2月4日（水）までの

消印のあるものに限る)

受講票は令和8年2月17日(火)までに発送する。

(3) 家畜商講習会手数料等

家畜商講習会手数料(受講料)3,000円及びテキスト代(受講申込書に購入を希望したものに限る。)を2月25日(水)までに受講票に添付した指定口座に振り込むこと。なお、振込手数料は受講者負担とする。

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会 経営指導部

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 受講定員は25名とする。申込みは先着順とし、定員に達した場合、提出期限内でも応募を締切る。

(2) 定員に達した場合、島根県畜産振興協会ホームページ上でお知らせすることに加え、申込状況について電話での照会に応じる。

(3) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。

(4) 受講者は、受講票、筆記用具及び講習会使用テキスト「家畜取引の知識 改訂版」を持参すること。

(5) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 土井、内田(電話0852-31-3609) に行うこと。

(6) やむを得ない事由が生じた場合、講習会を変更し、または中止する場合がある。